

【重要】 園児又はご家族に発熱等症状がある場合、登園自粛並びに医療機関での受診をお願いします。
また、園児又はその家族が新型コロナウイルス感染の疑いがありPCR検査を実施する場合及びその結果については、必ず御利用の保育所又はこども園に連絡してください。

1 新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明した場合の対応

区分	対応内容
児童、職員が陽性者と判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、当該園を臨時休園とします。 ・保育中に判明した場合は、児童の引き渡しを連絡します。 ※急なお知らせとなることが予想されます。児童の安全確保のため、皆様の御理解・御協力をお願いします。
児童や職員の同居の家族、園関係者などが陽性者と判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況を注視しながら、通常開園とします。 ※（濃厚）接触者には、登園（停止）自粛を要請します。

※町規則に定める休園措置以外の登園停止・自粛については、保育料の日割り対象としません。

※三朝町と保健所の協議により、PCR検査対象者の特定及び登園停止、休園の判断を行います。

2 新型コロナウイルス感染症患者の療養期間等について

陽性の園児	療養期間
発熱、咽頭痛、咳等の諸症状が有る園児	<ul style="list-style-type: none"> ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、<u>8日目から解除</u>を可能とする。（従来の10日目から変更）
症状の無い園児	<ul style="list-style-type: none"> ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。（従来と変更なし） ・<u>5日目に検査キットによる検査（※）で陰性を確認した場合には、6日目に解除</u>を可能とする。（今回追加部分）

※検査は自費とし、抗原定性検査は薬事承認を受けたものに限る。（3の②、③についても同じ。）

3 濃厚接触者の待機期間について

- ① 当該感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とします。
- ② 待機期間3日目にPCR検査を行い、陰性を確認した場合、3日目から解除を可能とします。
- ③ 待機期間2日目と3日目に抗原定性検査を行い、陰性を確認した場合も3日目から解除を可能とします。

4 新型コロナウイルス感染症にかかったら陽性者コンタクトセンターに連絡・相談しましょう。

陽性者コンタクトセンター
 中・西部の方 ☎0857-26-8633
 東部の方 ☎0120-564-962

鳥取県新型コロナ特設サイト
 「在宅療養中の皆様へ」

